

第一回

笠松町議会定例会開会式

平成十九年第一回笠松町議会定例会が三月一日から十九日まで開かれ、次の案件が原案のとおり可決されました。

て 笠松町副町長定数条例について

地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、「助役」にかえて「副町長」を置き、定数を定めるもの。

笠松町部設置条例の一部を改正する条例について

笠松町職員定数条例の一部を改正する等の条例について、地方自治法の一部改正に伴い、「助役」にかえて「副町長」を置き、収入役制度の廃止に伴い、「会計管理者」を置くとともに、「吏員」を廃止して「職員」とするため関係条例を整備するもの。なお、職員定数についても実情に合わせて改正を行うもの。また、笠松町小口融資条例については、申

職員定数の見直し	・ 町長の事務部局の職員 161人	・ 企業関係職員（町長事務部局の職員の兼務） 140人
笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4人	3人

笠松町立保育所の設置及び
管理に関する条例の一部を
改正する条例について

笠松町立下羽栗保育所を
平成十九年度から（財）笠
松町地域振興公社へ設置・
経営主体を移管することに
より、所要の規定整備を行
うもの。

笠松町介護保険条例の一部
を改正する条例について

行財政改革により、普通
徴収における徴収方法を仮
算定を廃止し、本算定のみ
に変更することに伴う所要

羽島郡広域連合規約の変更に
関する協議について
右の五議案は、いずれも地
方自治法の改正に伴い、「助
役」が廃止され、「副市長」
制度が創設されることなどに
伴い、所要の規約改正などの
協議を行つもの。

補正予算

一般会計

地域密着型介護老人福祉施
設建設補助事業および後期高
齢者医療制度等システム改修
事業の繰越明許費、笠松中央
公民館のアスベスト除去に対

医療費の増加および支払基
金交付金の交付額が過少となる
ことが見込まれることにより、
一般会計から繰入れを行
うため、総額百二十一万四千
円の増額補正するもの。

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療制度等シス
テム改修事業の繰越明許費、
保険基盤安定負担金の確定や
高額医療費共同事業拠出金の
確定に伴う財源内訳補正およ
び保険財政共同安定化事業拠
出金の確定による減額など、
総額一千二百二十二万七千円
の減額補正するもの。

介護保険特別会計

介護保険システム改修事業費
の繰越明許費、および地域包
括支援センター運営事業委託
料、介護予防事業、調整交

介入の資格および融資条件の連帯保証人を原則として要しないとするための所要の整備

人事院勧告に基づき、管理職手当および扶養手当に係る所要の規定整備を行つもの

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

額、下羽栗小学校アスベスト含有調査の結果に伴う除去工事の不執行による減額のほか各種事業費および国県支出金の確定などに伴い総額四百四十九万三千円の増額補正するもの。

の規定整備を行うもの

する優良建築物等整備事業補助金および起債の減額、町有

の規定整備を行うもの。
普通徴収に係る納期

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
岐阜県地方競馬組合規約の変更に関する協議について
木曽川右岸地帯水防事務組合規約の変更に関する協議について
羽島郡広域連合規約の変更に関する協議について
右の五議案は、いずれも地方自治法の改正に伴い、「助役」が廃止され、「副市長」制度が創設されることなどに伴い、所要の規約改正などの協議を行うもの。

補正予算

一般会計

地域密着型介護老人福祉施設建設補助事業および後期高齢者医療制度等システム改修事業の繰越明許費、笠松中央公民館のアスベスト除去に対する

地売却による社会資本整備基金への積立金の増額ならびに事業精算に伴つ余剰金による財政調整基金への積立金の増額、下羽栗小学校アスベスト含有調査の結果に伴つ除去工事の不執行による減額のほか各種事業費および国県支出金の確定などに伴い総額四百四十九万三千円の増額補正するもの。

老人保健特別会計

医療費の増加および支払基金交付金の交付額が過少となることが見込まれることにより、一般会計から繰入れを行うため、総額百二十一万四千円の増額補正するもの。

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療制度等システム改修事業の繰越明許費、保険基盤安定負担金の確定や高額医療費共同事業拠出金の確定に伴う財源内訳補正および保険財政共同安定化事業拠出金の確定による減額など、総額二千二百一十二万七千円の減額補正するもの。

介護保険特別会計

介護保険システム改修事業の繰越明許費、および地域包括支援センター運営事業委託料、介護予防事業、調整交